

『その他の固定負債』を債務免除する対策

1. 対策の目的

『繰越損失』の控除に使う

『債務超過』の解消に使う

2. 債務免除をする効果

債務免除額は法人の『益金』(利益)になる

3. 債務免除をする時期

『繰越損失』を9年間で控除できない(利益と相殺できない)場合

『債務超過』を解消したい場合

4. 繰越損失を9年間で控除できない場合

青色申告法人の『繰越損失』は《損失が発生した時から9年以内に利益と相殺しないと、相殺することができなくなってしまいます。》

5. 債務超過を解消したい場合

『債務超過』は企業の評価が著しく低下します。

法人に利益を計上して、《利益剰余金のマイナスを減らす》ことで『純資産』(自己資本)をプラスにします。

『債務超過』とは、貸借対照表の《純資産の部》がマイナスのことを意味します。

『その他の固定負債』を債務免除する対策・説明書

1. 『その他の固定負債』を活用する順序

そのまま残す

返済する

贈与する

増資資金に充当する

債務免除を受ける

債務免除をする事は、原則として最後の手段です。



2. 債務免除益の損益計算書への表示

《特別利益の部》へ『債務免除益』として表示します。

3. 自社株の相続税評価計算が必要

債務免除により自社株の評価額が一定額以上増加した場合には、贈与税の課税が生じることがあります。

確認をするために、別紙 自社株の相続税評価業務契約書 で契約をしていただいて、自社株の相続税評価を行うことが必要です。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山 45 番地の1
TEL : (0532) 53-5333(代) FAX : (0532) 53-5118

「自社株の相続税評価業務」契約書

自社株の相続税評価業務の内容

1. 現在の相続税評価額の計算
2. 株主ごとの評価額一覧表の作成

報酬

1. 1社につき80,000円（消費税別）
2. 2社以上の会社の評価が必要な場合は、1社につき70,000円（消費税別）を加算させていただきます。
旅費は別途に実費をいただきます。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL:(0532)53-5333(代) FAX:(0532)53-5118

税理士法人 大平経営会計事務所 殿

『自社株の相続税評価』を申し込みます。

FAX : 0532-53-5118

報酬は契約と同時に、請求があり次第指定の口座へ振込みます。

報酬の計算 (消費税別)

項目	内訳	報酬金額
1. 主たる会社	-	80,000円
2. 法人が出資している グループ会社	(社)	70,000円 × 社 = 円
小計	-	円
2回目以降割引	30%	円
計	-	円
消費税	%	円
差引報酬金額	-	円

	平成	年	月	日
企業名				
氏名		職名		
住所	〒			
TEL	()			
FAX	()			

ゴム印で結構です。

[事務所処理]

資料名等	月日	コディネーター	郵便	FAX
C519ファイル「自社株の相続税評価に必要な資料準備のお願い」				

業務上知り得た情報はお客様サービスの向上を目的として、提携法人へ提供させていただくことがあります。

(平成28年11月14日改訂版)